

◇熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 平成15年6月期以降、次に掲げる条例の適用を受ける職員の期末手当の支給月数を、6月期は1.7月、12月期は1.8月とすることとした。
- ① 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例
 - ② 熊本県教育長等の給与等に関する条例
 - ③ 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例
- (2) 附則
この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第62号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「316,400円」を「311,400円」に改める。

第8条第3項中「16,000円」を「14,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改める。

第15条の5第2項中「100分の55」を「100分の50」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の30」を「100分の25」に改める。

附則第11項から第14項までを削る。

別表第1から別表第4までを次のように改める。